

6

分野別の復興の方向性

震災・津波被害は甚大で、県民生活の全般にわたって極めて大きな影響を与えていることから、県政全般について分野ごとの復興の基本的な方向性を以下のとおりとします。

施策を展開する上で、県全体の産業振興のあり方や公共施設・防災施設の整備・配置などを抜本的に見直し、被災地を中心に基盤づくりを図る必要があることから、全体10年間の計画期間を3期に区分し、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復旧させる「復旧期」として3年間（H23～25年度）、直接の被災者だけでなく、震災の影響により生活・事業等に支障を来している方々への支援を更に充実していくとともに、本県の再生に向けたインフラ整備などを充実させる「再生期」として4年間（H26～29年度）、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」として3年間（H30～32年度）を、それぞれ設定し、各段階を踏まえて効果的な施策の展開を図ります。

復興に当たっては、地域の実状にあった福祉政策、都市政策、交通政策など各分野の施策を統合し、横断的な施策展開を図るとともに、ものづくり産業や観光の分野などで内陸部と沿岸部の連携を深め、全県的な復興に取り組みます。また、復興事業の実施が県内経済の活性化につながるよう、県内企業への発注や地元調達を拡充に努めます。あわせて、各分野にわたる思い切った規制緩和、予算や税制面の優遇措置などを盛り込んだ「東日本復興特区」の創設を国に提言し、復興の加速化と、抜本的な「再構築」の実現を図ります。

なお、最終的には、本県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げた「富県宮城の実現」、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」、「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」の政策推進の基本方向に基づき、県民が県勢の発展を実感できる地域社会を実現していきます。

(1) 環境・生活・衛生・廃棄物

環境・生活・衛生・廃棄物の分野においては、被災者の生活再建を進め、安心して暮らすことのできる良好な生活環境を確保するとともに、環境保全など現代社会を取り巻く諸課題に対応した社会の形成を目指し、以下のとおり「被災者の生活環境の確保」、「廃棄物の適正処理」及び「持続可能な社会と環境保全の実現」を柱として取組を進めます。

① 被災者の生活環境の確保

復旧期においては、厳しい避難生活を強いられている多数の避難者に対して、食料品、日用品など必要な物資を確保するとともに、避難所における生活改善を図るため、避難所の保

健衛生の向上に取り組むほか、避難所生活者の体調管理等を行います。また、避難者の生活拠点の確保のため、応急仮設住宅を2万3千戸建設するとともに、民間賃貸住宅や公営住宅等の利用に加え、土地区画整理事業地内の住宅未分譲地の利活用などにより、必要な戸数を提供します。あわせて、被災建築物の応急危険度判定や再建・補修を行うとともに、内陸部の宅地被害について、国庫補助負担の拡充や採択要件の緩和を求めるなど、各種住宅支援を市町村と連携して行います。さらに、県内外への集団避難についても引き続き支援し、被災者の安定した生活を確保します。

なお、応急仮設住宅の入居者のケアと地域コミュニティの維持・再構築のため、応急仮設住宅にはコミュニティスペースを設けるとともに、入居する高齢者や障害者、子ども、外国人などを幅広くサポートする体制を整えます。また、生活・住宅・雇用等の生活支援全般にわたる被災者からの相談に応じるとともに、生活資金の支援や消費生活情報の提供など、被災者の生活再建に向けた取組を進めます。住宅の復興に当たっては、災害公営住宅を中心とする公的住宅供給を進めることにより、必要な住宅確保に努めます。

さらに、壊滅的な被害を受けた離島航路や第三セクター鉄道などの地域生活交通については、関連施設の復旧に取り組みます。特に、離島航路については、離島住民の唯一の公共交通であることから、運航の再開等に向けた支援を行います。加えて、離島については、市町と連携し、漁業・観光資源の復旧による生活再建の支援等に取り組みます。

再生期においては、市町村との連携のもと必要な住宅再建支援を継続するとともに、応急仮設住宅の居住者や県内外に避難していた被災者が帰郷して新たな生活を始めるに当たり、生活・雇用に係る相談窓口を設置するなど、引き続き被災者に対して生活支援を行い、被災者の生活再建を図ります。また、新たなコミュニティ形成や復興イベントの実施を支援するなど、地域コミュニティを再構築します。

発展期においては、自然、歴史、文化等の地域資源や、地域の創意工夫を生かした地域主体のまちづくりを支援し、やすらぎや潤いのある生活空間を創造するとともに、地域コミュニティの絆を深め、安心して暮らすことのできる良好な生活環境を確保します。

具体の取組

1 被災者の生活支援

避難所や応急仮設住宅などで暮らす被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保に努めるとともに、高齢者等が安心して生活できるよう、介護・福祉サービスを提供する拠点（サポートセンター）の設置や、健康に関する相談・訪問指導などを行います。また、市町村災害ボランティアセンターなどの運営支援をはじめ、被災者からの相談対応、生活資金の支援及び消費生活情報の提供など、被災者の生活再建に向けた取組を進めます。

さらに、地域住民の生活交通を確保するため、被害を受けた離島航路、第三セクター鉄道及び路線バスにおける関連施設の復旧支援や運行支援を行います。

【主な事業】

- 応急救助事業

【復旧期】

- 被災者生活再建支援事業 【復旧期】
 - 災害弔慰金・見舞金給付事業 【復旧期】
 - 生活福祉資金貸付事業 【復旧期】
 - 災害援護資金貸付事業 【復旧期】【再生期】
 - サポートセンター等整備事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
 - 健康支援事業 【復旧期】【再生期】
 - 災害ボランティアセンター支援事業 【復旧期】
 - 消費生活センター機能充実事業 【復旧期】
 - 被災者生活支援事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- (離島航路, 阿武隈急行, 路線バス)

2 被災者の住宅確保

避難者の生活拠点を確保するため、応急仮設住宅を2万3千戸建設するとともに、民間賃貸住宅や公営住宅等も利用しながら必要な戸数を提供します。また、災害公営住宅を中心とする公的住宅供給を進めるほか、県産材による住宅等の新築支援などを行います。

【主な事業】

- 応急仮設住宅確保事業 【復旧期】
- 災害公営住宅整備事業 【復旧期】【再生期】
- 被災施設再建支援事業 【復旧期】【再生期】
- 既存公営住宅の復旧事業 【復旧期】
- 障害者向け住宅整備支援事業 【復旧期】

3 安全な住環境の確保

被災者の安全な住環境を確保するため、被災した住宅の応急修理や被災した宅地・擁壁の復旧を支援します。また、応急仮設住宅の適正な維持管理や木造住宅等既存建物の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

【主な事業】

- 宅地耐震化推進事業 【復旧期】
- がけ地近接等危険住宅移転事業 【復旧期】【再生期】
- 特定鉱害復旧事業 【復旧期】
- 応急仮設住宅維持管理事業 【復旧期】
- 建築関係震災対策事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 木造住宅等震災対策事業 【復旧期】【再生期】

4 地域コミュニティの再構築

地域におけるコミュニティの再構築を図るため、応急仮設住宅に住民同士の交流の場となるコミュニティスペースを設けるほか、復興支援センターの設置や復興支援員の配置を図り、地域コミュニティの絆を深めるための幅広い支援を継続して行います。また、地域

の伝統文化行事の再開支援によるコミュニティの再生や地域力を醸成する新たなコミュニティづくりを支援します。

【主な事業】

- 地域支え合い体制づくり事業 【復旧期】
- 地域コミュニティ再構築『絆』事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 無形民俗文化財再生支援事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 新しい公共支援基金事業 【復旧期】

② 廃棄物の適正処理

復旧期においては、津波被害により陸域・海域に発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に実施するため、市町村が自ら処理することが困難な場合は、県が代行して、災害廃棄物の処理を進めます。また、処理に係る期間については、1年以内に災害廃棄物を現場から一次仮置き場に撤去し、分別の上、おおむね3年以内に大規模な二次仮置き場に移動し一元的に処理します。

再生期及び発展期においては、循環資源の3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）のための県民や事業者一人ひとりの行動を促進し、循環型社会を支える基盤を充実させるとともに、引き続き廃棄物の適正処理を推進し、環境の負荷が低減された循環型社会の実現に向けた取組を進めます。

具体の取組

1 災害廃棄物の適正処理

震災で発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うため、1年以内に被災地から搬出し、廃棄物の再生利用を図りながらおおむね3年以内に処理を完了させます。

【主な事業】

- 災害等廃棄物処理事業 【復旧期】
- 木質がれき等バイオマス利用促進事業 【復旧期】【再生期】
- 拠点となる気仙沼・石巻・塩釜漁港等瓦礫等撤去事業 【復旧期】
- 県管理漁港等瓦礫等撤去事業 【復旧期】
- 漁場生産力回復支援事業 【復旧期】

③ 持続可能な社会と環境保全の実現

復旧期においては、自然公園等の区域内において実施される、社会資本の整備などの各種開発行為に係る規制について、自然環境に配慮しつつも復興の歩みを妨げないよう柔軟な法令運用に配慮するほか、復興に当たっては、国のエネルギー基本計画の見直し状況を踏まえつつ、自然エネルギー等の導入や省エネルギーを促進するなど、環境負荷の少ない社会の形

成に向けた取組を進めます。

再生期においては、津波により大きな被害を受けた地域において、今後の自然環境保全のために必要な調査を進めるとともに、引き続き自然エネルギー等の導入や省エネルギーの促進に努め、将来にわたり、環境配慮型のまちづくり形成に向けた準備を進めます。

発展期においては、本県の優れた自然環境等を維持・保全し、人と自然が共生する豊かで美しい県土を創造するとともに、環境教育、環境学習等を引き続き行い、県民や企業等、すべての主体が環境への負荷の低減を考えて行動し、様々な環境・エネルギー問題に適切に対応することにより、環境配慮と経済発展が両立した持続可能な社会の実現を図ります。

具体の取組

1 再生可能エネルギーの導入促進

省エネルギーへの取組や自然エネルギー等の導入を促進するため、省エネ・新エネ設備の普及促進に関する各種支援に取り組むとともに、大規模な再生可能エネルギーの導入を図るなど、環境に配慮したまちづくりを推進します。

【主な事業】

- 省エネルギー・コスト削減実践支援事業 【復旧期】【再生期】
- 新エネルギー設備導入支援事業 【復旧期】【再生期】
- 住宅用太陽光発電促進事業 【復旧期】【再生期】
- ソーラーハウス促進事業 【再生期】【発展期】
- 分散型エネルギー設備導入促進事業 【再生期】【発展期】
- ガスコージェネ・バイオマス利活用推進事業 【再生期】【発展期】

2 自然環境の保全

被災した環境教育施設の復旧整備に取り組むとともに、環境に配慮した植林や森林整備を推進し、自然環境の保全に努めます。また、津波により大きな被害を受けた自然環境の保全に必要な調査を行います。

【主な事業】

- 環境教育施設等復旧整備事業 【復旧期】
- 森林育成事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 温暖化防止間伐推進事業 【復旧期】【再生期】
- 環境林型県有林造成事業 【復旧期】【再生期】

(2) 保健・医療・福祉

保健・医療・福祉の分野においては、被災者の健康を守ることを最優先で考えるとともに地域特性や再建後の地域社会の姿を想定しながら、地域における保健・医療・福祉提供体制の回復・充実を図ります。また、震災を共に乗り越えることで更に強まる人と人の絆に基づく支え合いにより、これまで以上に安心して暮らせる地域社会を構築します。このため以下のとおり、「安心できる地域医療の確保」、「未来を担う子どもたちへの支援」及び「だれもが住みよい地域社会の構築」を柱として取組を進めます。

① 安心できる地域医療の確保

復旧期においては、地域医療機能の回復を最優先とし、新たな地域医療像を示します。当面は、避難所及び応急仮設住宅の設置状況に対応させながら、被災者に対する確実な医療の実施に努めます。特に、被災した離島、へき地、漁村等で県民が安心して生活できるよう地域の医師等の協力や広域的な医療連携により、医療提供体制を整備します。また、地域医療の復興を円滑に進めるため、病院・診療所の損壊による医療従事者の流出防止に取り組みます。加えて在宅者に対するきめ細かいケアなどの保健活動を展開し、健康保持と疾病の早期発見に最大限努力します。

さらに、復旧期の期間中に、被災市町村のまちづくりの方向性と整合させながら、事業主体との調整を図りつつ、病院、診療所、調剤薬局等の整備を進めます。医師、看護師など医療従事者の確保については、特に被災地を重点的に推進します。

再生期においては、主要な医療機関の施設整備を完了させるとともに、訪問看護等の在宅医療の推進に努めながら、地域における医療提供体制を震災以前の水準まで回復させます。医療資源の有効活用と持続的な医療提供のため、医療機関相互の役割分担と病診連携等により、地域医療の連携体制を充実させます。また、的確な保健活動等により、健康の保持増進、早期の治療、介護の充実を図ります。

発展期においては、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなどの在宅医療を推進し、既存の医療機関における診療と併せて、多様で臨機応変な医療提供体制を整備します。また、介護予防の取組や病気にかかりにくい健康づくりに力点を置いた保健活動等を充実し、だれもが生涯を通じて健康で暮らせる地域社会づくりを進めます。

具体の取組

1 被災者の健康支援

避難所、応急仮設住宅、在宅の被災住民の健康の保持増進や病気の早期発見等のため、看護職員による健康相談、歯科医師等による歯科保健相談、栄養士による食生活支援、リ

ハビリテーション専門職による運動指導等の支援を行います。

【主な事業】

- 健康支援事業（再掲） 【復旧期】【再生期】
- 食生活支援事業 【復旧期】【再生期】
- 歯科保健支援事業 【復旧期】【再生期】
- リハビリテーション支援事業 【復旧期】【再生期】

2 ハード・ソフト両面の医療提供体制の整備

仮設診療所や仮設薬局を整備し、診療機能を確保します。また、地域の医療機能の回復を図るため、被災市町のまちづくりの方向性と整合させながら、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションの整備等を推進します。あわせて、医療従事者の流出防止、養成・確保に努めます。

【主な事業】

- 被災地の診療確保事業（仮設診療所整備） 【復旧期】
- 医療施設等災害復旧支援事業 【復旧期】【再生期】
- 医療施設災害復旧事業 【復旧期】【再生期】
- 医療施設耐震化事業 【復旧期】【再生期】
- 大規模災害時医療救護体制整備事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 救急医療情報センター運営事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 医療従事者確保・流出防止支援事業 【復旧期】【再生期】
- 宮城県ドクターバンク事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

3 保健・医療・福祉連携の推進

切れ目のない医療提供体制を推進するため、ICT（情報通信技術）を活用した地域医療連携システムを構築し、病院、診療所、福祉施設、在宅サービス事業者等の連携強化や情報共有等に努めます。

【主な事業】

- 周産期医療ネットワーク事業（南三陸のネット・ゆりかご） 【復旧期】
- ICT（情報通信技術）を活用した医療連携構築事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

② 未来を担う子どもたちへの支援

復旧期においては、震災で親を失った子どもなど保護が必要な児童を県内の里親や施設等で保護・養育します。また、被災地の子どもへの不安を解消するため、巡回相談などにより心のケアの充実を図ります。加えて、当面の生活費等を必要とする母子寡婦世帯に対して、母子寡婦福祉資金の貸付けを行うなど、経済的支援を行います。

さらに、被災者の避難の状況、応急仮設住宅の整備の状況に応じて、保育所、児童館等の

応急的な復旧を支援します。

再生期においては、引き続き子どもを養育する家庭等への経済的支援を行います。また、被災市町村のまちづくりと歩調を合わせ、保育所、児童館等の整備を支援するとともに、地域全体で子どもを守り育てる気運を醸成し、子どもが健全に育ち、安全で安心して過ごせる環境を整えます。

発展期においては、子どもがいじめや虐待を受けることなく地域の人々に暖かく見守られ、健やかに、そしてたくましく育ち、また子どもを育てる親が孤立せず安心して子育てをすることができるよう、地域全体で子どもや子育て世帯を支える社会の構築を進めます。

具体の取組

1 被災した子どもと親への支援

震災で親を失った子どもなど、震災に伴い保護が必要となった子どもを保護・養育するため、里親への委託や児童養護施設等への入所措置を行います。また、巡回相談などを行う「子どものこころのケアチーム」の活動を拡充するなど、子どもたちの心のケアを進めます。あわせて、母子世帯からの生活・就労相談に応じるとともに、母子寡婦世帯に対して修学・住宅・生活等の各種の資金を貸し付けるなど、経済的な支援を行います。

【主な事業】

- 要保護児童支援事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 子どものこころのケア推進事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 母子自立支援員設置事業 【復旧期】
- 母子寡婦福祉資金貸付及び利子補給事業 【復旧期】【再生期】

2 児童福祉施設等の整備

被災した保育所、児童館等の応急的な復旧を支援するとともに、県立児童福祉施設等の早期復旧を図ります。また、被災市町村の新たなまちづくりに合わせて保育所、児童館等の移転、建替えなども含め、子育て支援施設の整備を支援します。

【主な事業】

- 被災保育所等整備事業 【復旧期】【再生期】
- 児童厚生施設等災害復旧事業 【復旧期】【再生期】
- 県立児童福祉施設等災害復旧事業 【復旧期】
- 被災私立保育所整備支援事業 【復旧期】
- 待機児童解消推進事業 【復旧期】【再生期】

3 地域全体での子ども・子育て支援

多様なニーズに対応した保育サービスの促進など子育て環境の向上を図るとともに、「子育て支援を進める県民運動」等の展開により、宮城の将来を担う子どもたちや子育て世帯を地域社会全体で支援していく取組を進めます。

【主な事業】

- 妊婦健康診査支援事業 【復旧期】
- 子育て支援を進める県民運動推進事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 次世代育成支援対策事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 子ども虐待対策事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- DV被害者支援対策事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 児童クラブ等促進事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 保育対策等促進事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

③ だれもが住みよい地域社会の構築

復旧期においては、被害を受けた特別養護老人ホームや障害者支援施設等を応急的に整備し、入所者に対する施設サービスの回復を図ります。また、被災地域のニーズを踏まえつつ、在宅や応急仮設住宅の高齢者や障害者等が在宅サービス等を受けられるよう、体制の整備を進めます。

さらに、震災により心のケアを必要とする在宅や避難所等の被災者を幅広くサポートできる相談診療体制の整備を行います。

再生期においては、被災市町村のまちづくりと歩調を合わせ、必要となる入所施設の整備や在宅サービスの確保を行います。また、高齢者や障害者が住み慣れた地域社会の一員として充実した生活を送ることができるよう、地域における支え合いの基盤を整備します。

さらに、被災者の心のケアをきめ細かく長期的にサポートできる相談診療体制の整備を進めます。

発展期においては、既存制度に基づくサービスに加えて、地域包括ケアシステムや住民主体による地域での支え合いを中心とした地域福祉の取組による支援を積極的に展開し、地域全体で高齢者や障害者、子ども、外国人を支え合う、新しい地域コミュニティの構築を目指します。

具体の取組

1 県民の心のケア

震災に伴うPTSD等の心の問題に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の医療と地域生活を支援します。また、県民への自殺予防のための広報啓発など自殺予防対策を推進します。

【主な事業】

- 心のケアセンター事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 教育相談充実事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 高等学校スクールカウンセラー活用事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 自殺対策緊急強化事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

- 子どものこころのケア推進事業（再掲） 【復旧期】【再生期】【発展期】

2 社会福祉施設等の整備

被災した特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の社会福祉施設やグループホーム・ケアホーム等の応急的復旧を図ります。また、被災市町村のまちづくりと歩調を合わせながら、必要な施設、事業所等の適正配置を進め、いつでも必要な支援やサービスが利用でき、だれもが安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

【主な事業】

- 老人福祉施設等災害復旧支援事業 【復旧期】
- 介護サービス事業所・施設等復旧支援事業 【復旧期】
- 障害福祉関係施設災害復旧支援事業 【復旧期】
- 社会福祉施設等災害復旧支援事業 【復旧期】
- 障害者生活再建グループホーム・ケアホーム緊急整備事業 【復旧期】
- 障害福祉施設整備災害復旧費補助事業 【復旧期】
- 障害福祉サービス事業所等復旧支援費補助事業 【復旧期】
- 社会福祉法人経営資金貸付利子補給 【再生期】【発展期】

3 支え合い地域社会の構築

地域の支え合い活動の立ち上げ支援や地域活動の拠点整備等を実施するとともに、地域における相談体制の整備等の支援を行い、高齢者や障害者等が安心して生活できる地域コミュニティの構築等を進めます。

【主な事業】

- 地域支え合い体制づくり事業（再掲） 【復旧期】
- サポートセンター等整備事業（再掲） 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 障害者向け住宅整備支援事業（再掲） 【復旧期】
- 相談事業充実・強化事業 【復旧期】
- 地域コミュニティ再構築『絆』事業（再掲） 【復旧期】【再生期】【発展期】